

令和6年4月1日以降契約分から、業務完成保証人制度を廃止します

豊丘村が締結する委託契約及び物品購入契約において、これまでの完成保証人制度を廃止し、金銭等による履行保証制度に移行します。

(1)対象となる契約

①委託契約

1件500万円以上の委託契約が対象です。

130万円以上500万円未満の契約については、「過去2年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績がある場合」について、免除となります。

②物品購入契約

金額にかかわらず、「過去2年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績がある場合」について、免除となります。

※いずれの契約も、免除申請書の提出を求める場合があります。

(2)選択できる履行保証の内容

契約金額の100分の10以上の金額を保証する以下の項目から、受注者が選択します。

- ・契約保証金(現金納付)
 - ・契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ・金融機関(銀行等)又は前払保証事業会社による保証
 - ・公共工事履行保証による保証(履行ボンド)
 - ・履行保証保険契約の締結
- 現金または有価証券を村に預け入れます
- 村を被保証者(被保険者)とした保証契約を結びます

尚、現金納付を選択される場合は、事前に担当課までお知らせください。

入札・契約制度に係るお問い合わせがございましたら、下記までお願いいたします。

豊丘村役場 総務課 企画財政係

電話 0265-35-9050 / FAX 0265-35-9065

zaisei@vill.nagano-toyooka.lg.jp

問合せ先：総務課企画財政係